

東京都主任介護支援専門員更新研修八王子市受講者推薦実施要綱 新旧対照表

改正後	現 行
<p>東京都主任介護支援専門員更新研修八王子市受講者推薦実施要綱</p> <p style="text-align: right;"><u>令和6年3月1日施行</u></p> <p>(目的)</p> <p>第1条 各都道府県より主任介護支援専門員の資格を付与された者が、同資格を更新するため「東京都主任介護支援専門員更新研修」を受講するにあたり、主任介護支援専門員の活動実績を確認することで、本市において、主任介護支援専門員としての役割を継続的に担える者を推薦するための要綱を定める。</p> <p>(対象者)</p> <p>第2条 対象者は、受講の推薦を受けようとする東京都主任介護支援専門員更新研修実施年度において、八王子市に所在する事業所等に在籍している者とする。</p> <p>(推薦基準)</p> <p>第3条 次に掲げる要件のうち、1 必須要件の全て及び、2 推奨要件に掲げる取組のいずれかを実施していること。</p> <p>1 必須要件</p> <p>(1) 勤務する事業所等の要件</p> <p>ア 運営基準違反や運営基準減算等に該当するような問題が無い事業所等であること。なお、実地検査や運営指導等の結果判明した誤請求等について報酬の返還が発生している場合、その報酬の返還(過誤申</p>	<p>東京都主任介護支援専門員更新研修八王子市受講者推薦実施要綱</p> <p style="text-align: right;">令和4年8月1日施行</p> <p>(目的)</p> <p>第1条 各都道府県より主任介護支援専門員の資格を付与された者が、同資格を更新するため「東京都主任介護支援専門員更新研修」を受講するにあたり、主任介護支援専門員の活動実績を確認することで、本市において、主任介護支援専門員としての役割を継続的に担える者を推薦するための要綱を定める。</p> <p>(対象者)</p> <p>第2条 対象者は、受講の推薦を受けようとする東京都主任介護支援専門員更新研修実施年度において、八王子市に所在する事業所等に在籍している者とする。</p> <p>(推薦基準)</p> <p>第3条 次に掲げる要件のうち、1 必須要件の全て及び、2 推奨要件に掲げる取組のいずれかを実施していること。</p> <p>1 必須要件</p> <p>(1) 勤務する事業所等の要件</p> <p>ア 運営基準違反や運営基準減算等に該当するような問題が無い事業所等であること。なお、実地検査や運営指導等の結果判明した誤請求等について報酬の返還が発生している場合、その報酬の返還(過誤申</p>

立)が終了していること。

~~イ~~削除

イ 指導監査課が受講申込年度の前年度に実施する集団指導に参加している事業所等であること。

(2) 受講を希望する介護支援専門員の要件

ア 東京都の定める受講要件を満たし、提出書類に不備がない者

イ 勤務する事業所等に所属する他の介護支援専門員又は他の事業所等に所属する介護支援専門員等に対して指導及び助言を行い、事業所内又は地域におけるケアマネジメント業務の質の向上に努めている者

2 推奨要件

(1) 地域の介護支援専門員の支援

(2) 地域の介護支援専門員又は主任介護支援専門員を対象とした勉強会等の企画又は運営

(3) 地域の介護支援専門員又は主任介護支援専門員との連携若しくは連携体制の構築

(適用除外)

第4条 前条、1 必須要件(1)イの要件は地域包括支援センターには適用しない。

2 同イの要件は、受講申込年度の前年度以降に新規指定を受けた事業所には適用しない。

(区市町村が認める資質向上要件)

第5条 東京都主任介護支援専門員更新研修事業実施要綱(以下「都実施要綱」という。)3(3)オの「区市町村が認める要件に該当する者」は、次のいずれかに該当する者とする。なお、以下の「毎年度4回」「年平均4回」は、主任研修又は主任更新研修修了年度の翌年度から研修申込年度の前年

立)が終了していること。

イ 特定事業所集中減算に該当していない事業所等であること。

ウ 指導監査課が受講申込年度の前年度に実施する集団指導に参加している事業所等であること。

(2) 受講を希望する介護支援専門員の要件

ア 東京都の定める受講要件を満たし、提出書類に不備がない者

イ 勤務する事業所等に所属する他の介護支援専門員又は他の事業所等に所属する介護支援専門員等に対して指導及び助言を行い、事業所内又は地域におけるケアマネジメント業務の質の向上に努めている者

2 推奨要件

(1) 地域の介護支援専門員の支援

(2) 地域の介護支援専門員又は主任介護支援専門員を対象とした勉強会等の企画又は運営

(3) 地域の介護支援専門員又は主任介護支援専門員との連携若しくは連携体制の構築

(適用除外)

第4条 前条、1 必須要件(1)イの要件は指定居宅介護支援事業所のみを対象とし、他の事業所等には適用しない。

2 同ウの要件は地域包括支援センター(介護予防支援事業所)には適用しない。

3 同ウの要件は、受講申込年度の前年度以降に新規指定を受けた事業所には適用しない。

(区市町村が認める資質向上要件)

第5条 東京都主任介護支援専門員更新研修事業実施要綱(以下「都実施要綱」という。)3(3)オの「区市町村が認める要件に該当する者」は、次

<p>度までの期間における研修受講回数を指すものとする。</p> <p>(1) やむを得ない事情(病気、出産・育児、介護)により、都実施要綱3(3)アに規定される研修等について、毎年度4回以上の要件を満たすことができないが、年平均4回以上又は当該期間の属する年度を除き毎年度4回以上参加している者</p> <p>(2) 感染症等の流行による研修の中止・延期等に伴い、研修参加回数が4回に満たなくなった者</p> <p>(3) 都実施要綱3(3)アに規定される研修等について、毎年度4回以上参加(講師又はファシリテーターとしての参加を含む)している者。なお、八王子市介護事業所研修に参加した場合は、別紙「資質向上要件に関する届出書」を提出すること。</p> <p>(選考(審査))</p> <p>第6条 審査は、提出書類により推薦を受けようとする者の主任介護支援専門員としての活動実績を確認する。提出書類のうち、市が定めるものは次の各号に掲げるとおりとする。</p> <p>(1) 受講生推薦依頼書及び同意書(第1号様式)</p> <p>(2) 推薦依頼書兼受講要件該当確認書(受講希望者本人記載用)(第2号様式)</p> <p>(推薦)</p> <p>第7条 第6条に掲げる提出書類の審査結果を踏まえ、主任介護支援専門員としての活動実績が、市の求める主任介護支援専門員の役割や目的に多く合致する者を都へ推薦する。</p> <p>(推薦順位)</p> <p>第8条 東京都へ推薦する際の順位付けは、第3条、2 推奨要件(1)から(3)のうち、該当する要件の多い者から順位付けを行う。同順位の者が</p>	<p>のいずれかに該当する者とする。なお、以下の「毎年度4回」「年平均4回」は、主任研修又は主任更新研修修了年度の翌年度から研修申込年度の前年度までの期間における研修受講回数を指すものとする。</p> <p>(1) やむを得ない事情(病気、出産・育児、介護)により、都実施要綱3(3)アに規定される研修等について、毎年度4回以上の要件を満たすことができないが、年平均4回以上又は当該期間の属する年度を除き毎年度4回以上参加している者</p> <p>(2) 感染症等の流行による研修の中止・延期等に伴い、研修参加回数が4回に満たなくなった者</p> <p>(3) 都実施要綱3(3)アに規定される研修等について、毎年度4回以上参加(講師又はファシリテーターとしての参加を含む)している者。なお、八王子市介護事業所研修に参加した場合は、別紙「資質向上要件に関する届出書」を提出すること。</p> <p>(選考(審査))</p> <p>第6条 審査は、提出書類により推薦を受けようとする者の主任介護支援専門員としての活動実績を確認する。提出書類のうち、市が定めるものは次の各号に掲げるとおりとする。</p> <p>(1) 受講生推薦依頼書及び同意書(第1号様式)</p> <p>(2) 推薦依頼書兼受講要件該当確認書(受講希望者本人記載用)(第2号様式)</p> <p>(推薦)</p> <p>第7条 第6条に掲げる提出書類の審査結果を踏まえ、主任介護支援専門員としての活動実績が、市の求める主任介護支援専門員の役割や目的に多く合致する者を都へ推薦する。</p> <p>(推薦順位)</p>
--	--

<p>複数いる場合は、次に掲げる順位により順位付けを行う。</p> <p>(第1順位)主任介護支援専門員(更新)研修の修了年月日が古い者から順位付けを行う。</p> <p>(第2順位)第6条に掲げる第2号様式の記載内容について審査し、評価が高い者から順位付けを行う。</p> <p>(研修修了後の協力)</p> <p>第9条 推薦を受けようとする者及び当該推薦希望者が所属する法人は、推薦を受けようとする者が市の推薦を受けて東京都主任介護支援専門員更新研修を修了し、名簿登録された場合は次の各号に掲げる協力を行うこととし、第6条に規定する様式を提出する。</p> <p>(1)市が行う研修事業及びケアプラン点検事業等への派遣依頼があった場合は協力をすること。</p> <p>(2)市及び地域包括支援センター等からの支援困難事例の受入りに積極的に取り組むこと。</p> <p>(3)地域貢献や他の事業所の介護支援専門員に対する指導・助言等の役割を担うこと(研修修了者の名簿を市内の地域包括支援センター、八王子介護支援専門員連絡協議会、及び八王子主任介護支援専門員連絡会に周知する)。</p> <p>(4)勤務先の変更及び退職時には、八王子市福祉部介護保険課総務・給付担当まで、その旨を連絡すること。</p> <p>(研修修了者の公表)</p> <p>第10条 東京都主任介護支援専門員研修を修了し名簿登載された者は、市内の地域包括支援センター、八王子介護支援専門員連絡協議会及び八王子主任介護支援専門員連絡会に、次に掲げる情報を公表することに同意すること。</p>	<p>第8条 東京都へ推薦する際の順位付けは、第3条、2 推奨要件(1)から(3)のうち、該当する要件の多い者から順位付けを行う。同順位の者が複数いる場合は、次に掲げる順位により順位付けを行う。</p> <p>(第1順位)主任介護支援専門員(更新)研修の修了年月日が古い者から順位付けを行う。</p> <p>(第2順位)第6条に掲げる第2号様式の記載内容について審査し、評価が高い者から順位付けを行う。</p> <p>(研修修了後の協力)</p> <p>第9条 推薦を受けようとする者及び当該推薦希望者が所属する法人は、推薦を受けようとする者が市の推薦を受けて東京都主任介護支援専門員更新研修を修了し、名簿登録された場合は次の各号に掲げる協力を行うこととし、第6条に規定する様式を提出する。</p> <p>(1)市が行う研修事業等への派遣依頼があった場合は協力をすること。</p> <p>(2)市及び地域包括支援センター等からの支援困難事例の受入りに積極的に取り組むこと。</p> <p>(3)地域貢献や他の事業所の介護支援専門員に対する指導・助言等の役割を担うこと(研修修了者の名簿を市内の地域包括支援センター、八王子介護支援専門員連絡協議会、及び八王子主任介護支援専門員連絡会に周知する)。</p> <p>(4)勤務先の変更及び退職時には、八王子市福祉部介護保険課給付担当まで、その旨を連絡すること。</p> <p>(研修修了者の公表)</p> <p>第10条 東京都主任介護支援専門員研修を修了し名簿登載された者は、市内の地域包括支援センター、八王子介護支援専門員連絡協議会及び八王子主任介護支援専門員連絡会に、次に掲げる情報を公表することに同意する</p>
---	--

<p>(1) 氏名 (2) 所属事業所等の名称 (情報の非開示)</p> <p>第 1 1 条 この要綱による研修受講の推薦者及び研修受講希望者に係る推薦の有無に関する情報は、推薦に係る事務の執行のために東京都福祉保健局に提出する場合その他の条例の規定により開示する場合を除き、開示しない。</p> <p>附 則 この要綱は、平成 2 9 年 4 月 1 日から施行する。</p> <p>附 則 この要綱は、平成 3 0 年 5 月 1 日から施行する。</p> <p>附 則 この要綱は、令和 2 年 5 月 1 日から施行する。</p> <p>附 則 この要綱は、令和 2 年 8 月 1 日から施行する。</p> <p>附 則 この要綱は、令和 4 年 8 月 1 日から施行する。</p> <p><u>附 則</u> <u>この要綱は、令和 6 年 3 月 1 日から施行する。</u></p>	<p>こと。</p> <p>(1) 氏名 (2) 所属事業所等の名称 (情報の非開示)</p> <p>第 1 1 条 この要綱による研修受講の推薦者及び研修受講希望者に係る推薦の有無に関する情報は、推薦に係る事務の執行のために東京都福祉保健局に提出する場合その他の条例の規定により開示する場合を除き、開示しない。</p> <p>附 則 この要綱は、平成 2 9 年 4 月 1 日から施行する。</p> <p>附 則 この要綱は、平成 3 0 年 5 月 1 日から施行する。</p> <p>附 則 この要綱は、令和 2 年 5 月 1 日から施行する。</p> <p>附 則 この要綱は、令和 2 年 8 月 1 日から施行する。</p> <p>附 則 この要綱は、令和 4 年 8 月 1 日から施行する。</p>
---	--